平成２９年（フ）第２４４号
岡山県倉敷市向山1750番地１　市営向山住宅73号
債務者　本田　一政
１　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５７５号
静岡市葵区瀬名１丁目10番30―202号、旧住所静岡県袋井市土橋60番地　福山通運社宅１棟204号室
債務者　小倉　律良
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１６号
静岡県藤枝市小石川町４丁目18番30号　セイバリー105号
債務者　海野　行宏
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１７９号
大阪府守口市橋波東之町２丁目３番６―204号
債務者　泉渕　美香
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２７号
大阪府吹田市金田町５番38―401号
債務者　陣内　龍之
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６６４号
大阪市平野区瓜破東４丁目１番14号　スペースライフ平野612号室
債務者　藤大志こと　金　　大志
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０７号
沖縄県沖縄市住吉１丁目19番３号
債務者　上原　吉江
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２１６号
愛知県新城市富沢２丁目５番地18
債務者　瀧元与世夫
１　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５３９号
岡山市南区千鳥町25番32号　コーポ中山203、住民票上の住所岡山市南区千鳥町25番32号
債務者　髙見　　彩
１　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４１号
岡山市北区津島南１丁目９番20号
債務者　田邊　雄大
１　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８８０号
横浜市中区曙町１丁目３番地　613号室
債務者　松田　聡司
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８８５号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目15番33号
債務者　中島　啓子
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９４号
神奈川県茅ヶ崎市松尾７番33号　パインテール202
債務者　田中　理恵
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９５号
横浜市金沢区並木２丁目７番５―101号
債務者　齋藤　幸子
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９９号
横浜市戸塚区戸塚町4384番地14　ヴァンドーム戸塚102号
債務者　田村　裕也
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部